

# 建築物等の確認検査の申請手続きのご案内

株式会社トータル建築確認評価センター

平成 28 年 11 月 10 日改定

## 1. 業務範囲

指定機関等に関する省令 15 条第 1 項のうち、第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 9 号、第 10 号、第 11 号、第 12 号、第 13 号及び第 14 号のうち以下に定めるもの

- (1) 建築基準法第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号の床面積 2000 m<sup>2</sup>以内、高さ 31m 以下の建築物
- (2) 建築基準法施行令第 138 条第 1 項各号に掲げる工作物
- (3) 建築基準法施行令第 146 条第 1 項各号に掲げる昇降機

※建築確認申請・検査の受付対象外となる建築物もあります。詳しくはお問い合わせください。

## 2. 確認申請の提出

- 申請する敷地に接する道路、排水等の放流先の状況、建築敷地などについて、建築基準法はもとより他法令の必要な許可・認可等をチェックしたうえで申請してください。また、管轄の消防とは事前に打合せを行ってください。受付時に聞き取りさせていただきます。不明な点がある場合は、受付をすることができませんのでご注意ください。
- 代理申請の場合は確認申請書第二面 2 欄に記載されているご本人でお願い致します。申請後の対応は代理者（設計者・監理者の場合も有ります）を通して行ないます。  
※必ず申請者から委任をうけているご本人でお願い致します。
- 図書の差込みができるように、2 つ穴紐綴じでお願いします。
- 送付での申請をご希望される場合、詳しい内容は「送付申請手続きガイド」をご参照ください。
- 必要図書・明示すべき事項のチェックは必ず行ってから提出してください。
- 受理後の対応は、審査担当者から連絡させていただきます。

### 申請に必要な書類

- |  |               |
|--|---------------|
| <input type="checkbox"/> 確認申請書一面～六面「正・副」   | 各 1 部         |
| <input type="checkbox"/> 調査票【当社書式 T-10-2】  |               |
| <input type="checkbox"/> 都市計画基本図 2500 分の 1～3000 分の 1   |               |
| <input type="checkbox"/> 委任状（代理者申請時）   |               |
| <input type="checkbox"/> 建築基準関係規定（都市計画法等）による許可・認可書等の写し<br>※原本と照合させていただきますので、原本を提示してください。                               |               |
| <input type="checkbox"/> 法令に基づく大臣認定書の写し（当社が確認できる認定書は添付省略）  |               |
| <input type="checkbox"/> 意匠・設備等の図面（施行規則第 1 条の 3 に基づく図書）<br>（特例がある場合でも、立面図 2 面以上を添付してください）                              |               |
| <input type="checkbox"/> 構造関係図書（施行規則第 1 条の 3 に基づく構造図、構造計算書、建築物の安全性を確かめた旨の証明書等の写し等）                                     |               |
| <input type="checkbox"/> 建築計画概要書   | 1 部           |
| <input type="checkbox"/> 建築工事届   | 1 部           |
| <input type="checkbox"/> 浄化槽調書（三重県水質保全協会による）   | 4 部（四日市は 3 部） |
| <input type="checkbox"/> 送付申請申込書（郵送等、送付での申請をされる場合のみ）   | 1 部           |
| <input type="checkbox"/> 構造計算適合性判定対象建築物の場合   |               |
| <input type="checkbox"/> 適合判定通知書の写し  |               |
| <input type="checkbox"/> 構造計算適合性判定申請書・図書の副本<br>※適合判定通知書が交付されていない場合は、交付後に提出してください。構造計算適合性判定申請書・図書の副本は、確認済証交付時にお返しいたします。 |               |

### 3. 確認済証交付後の変更について

(1) 計画変更の場合（記載事項変更、計画変更確認の要否を判断します。）

- 計画変更調書（計画変更等に係る説明書）＋変更した図書「正・副」 各1部
- 送付申請申込書（郵送等、送付での届出をされる場合のみ） 1部

(2) 記載事項変更の場合（建築計画概要書に記載されている内容の変更）

- 申請書等記載事項変更届「正・副」 各1部
- 報告事項変更届 1部
- 建築計画概要書（変更部分のみ） 1部
- 送付申請申込書（郵送等、送付での届出をされる場合のみ） 1部

(3) 計画変更確認申請の場合（要手数料）

- 計画変更確認申請書一面～六面「正・副」 各1部  
（第三面備考欄に変更内容を記載してください）
- 委任状（確認申請時に計画変更も委任されている場合は写しでも可） 1部
- 計画変更建築計画概要書（第二面最終欄に変更内容を記載してください） 1部
- 送付申請申込書（郵送等、送付での届出をされる場合のみ） 1部

(4) 浄化槽の機種変更等の場合

- 浄化槽に係る建築確認申請計画変更届出書＋浄化槽調書 4部（四日市は3部）
- 報告事項変更届 1部
- 委任状 1部
- 送付申請申込書（郵送等、送付での届出をされる場合のみ） 1部

### 4. 中間検査申請について

申請に必要な書類

- 中間検査申請書一面～四面 1部  
（特定行政庁により、規則4条の8で定められた報告書等が必要となる場合があります。  
詳細は、各特定行政庁へご確認ください。）
- 委任状（確認申請時に中間検査まで委任されている場合は写しでも可） 1部
- 軽微な変更説明書（申請書 第三面 11 欄に変更内容を記載してください） 1部  
（中間検査申請書に変更図書を添付し、変更箇所がわかるように目印等を付けてください）
- 施行規則第4条の8第1項に関する写真（法7条の5の適用を受けようとする場合）
  - ・構造関係写真
    - ①屋根の小屋組の工事終了時（全景） 2面以上
    - ②軸組、耐力壁の工事終了時（全景） 2面以上
    - ③基礎配筋の工事終了時（全景、鉄筋の間隔が判断できるもの、深基礎等） 2面以上
    - ④仕口その他接合部の緊結（金物補強）工事終了時各接合部を抜粋して数枚
- 現場検査連絡票【当社書式 T-103-2】※弊社申請書以外の場合のみ 1部  
（4枚綴りのため、4等分して1枚のみ添付してください）
- 書類送付依頼書【当社書式 T-104-1】 1部  
（窓口申請の場合で検査済証を送付依頼する場合のみ）
- 送付申請申込書（郵送等、送付での届出をされる場合のみ） 1部

## 5. 完了検査申請について

### 申請に必要な書類

- 完了検査申請書一面～四面 1部  
(特定行政庁により、規則4条の8で定められた報告書等が必要となる場合があります。  
詳細は、各特定行政庁へご確認ください。)
- 委任状(確認申請時に完了検査まで委任されている場合は写しでも可) 1部
- 軽微な変更説明書(申請書 第三面 10欄に変更内容を記載してください) 1部  
(完了申請書に変更図書を添付し、変更箇所がわかるように目印等を付けてください)
- 施行規則第4条第1項に関する写真(法7条の5の適用を受けようとする場合)
  - ・構造関係写真
    - ①屋根の小屋組の工事終了時(全景) 2面以上
    - ②軸組、耐力壁の工事終了時(全景) 2面以上
    - ③基礎配筋の工事終了時(全景、鉄筋の間隔が判断できるもの、深基礎等) 2面以上
    - ④仕口その他接合部の緊結(金物補強)工事終了時各接合部を抜粋して数枚
- 現場検査連絡票【当社書式 T-103-2】※弊社申請書以外の場合のみ 1部  
(4枚綴りのため、4等分して1枚のみ添付してください)
- 書類送付依頼書【当社書式 T-104-1】 1部  
(窓口申請の場合で検査済証を送付依頼する場合のみ)
- 送付申請申込書(郵送等、送付での届出をされる場合のみ) 1部
- 完了検査立会に関する申出書 1部  
(法第6条の4第1項に規定する特例物件の場合のみ)

## 6. 取り下げ・取り止めについて

### (1) 確認申請取り下げ

- 確認審査申請取り下げ届 1部
- 委任状(確認申請時に委任されている場合は写しでも可)
- 送付申請申込書(郵送等、送付での届出をされる場合のみ) 1部

### (2) 工事取り止め

- 工事取り止め届「正・副」 各1部
- 委任状(確認申請時に委任されている場合は写しでも可)
- 送付申請申込書(郵送等、送付での届出をされる場合のみ) 1部

### (3) 中間検査申請取り下げ

- 中間検査申請取り下げ届 1部
- 委任状(確認申請時に委任されている場合は写しでも可)
- 送付申請申込書(郵送等、送付での届出をされる場合のみ) 1部

### (4) 完了検査申請取り下げ

- 完了検査申請取り下げ届 1部
- 委任状(確認申請時に委任されている場合は写しでも可)
- 送付申請申込書(郵送等、送付での届出をされる場合のみ) 1部